

○処遇改善加算の算定状況（令和7年4月～）

事業所名	サービス種類	介護職員等処遇改善加算
グループホームたすけあい	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ
グループホームたすけあい心	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ
たすけあい訪問介護センター	訪問介護、総合事業	加算Ⅰ

○介護職員等の処遇改善加算の職場環境要件

区分	内容	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）	・年齢問わず、未経験者の採用も行っている
	・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	・近隣中学校の職業体験の受入れ ・地域行事への参加
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている（労働時間としての研修）
	・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	・メンター制度を導入し、新人職員にメンターを配置
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	・可能な限り希望に応じて、勤務シフトの作成を行う ・条件に合致した場合、非正規職員から正規職員への転換を行う
	・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	・業務のマニュアル等を作成し、誰が担当しても困らないような制度を作っている
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	・全職員受診の健康診断実施、休憩室の確保
	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・マニュアルを作成し、事故の予防に繋げている
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取組	・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げまたは外部の研修会の活用等）を行っている	・生産性向上委員会を立ち上げ、委員会活動を行う
	・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	・手順書の作成 ・記録・報告書を電子化し、情報共有を行っている
	・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	・タブレットの導入、介護記録ソフトを使用し、日々の支援記録や申し送り内容等を共有することにより、業務の効率化を図っている
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・毎日の申し送りに加え、月1回のミーティングを実施
	・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	・家族からの謝意等に見える場所に掲示し、情報共有をする ・記録ソフトに記載し、情報共有をする。